

鳥取県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年4月13日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
482号	変更前	日野郡江府町大字下蚊屋字三平490-1地先から同町大字御机字新開661-2地先まで	6.9~134.0	2,356.0
	変更後	日野郡江府町大字下蚊屋字三王原402-41地先から同町大字御机字細谷744-12地先まで	6.9~82.3	2,189.0
		日野郡江府町大字下蚊屋字三平490-1地先から同町大字御机字新開661-2地先まで	14.5~124.4	1,990.0